

県における審議会等への女性の参画率について

1. 審議会等における女性の参画率（H28.4.1現在）

部局	審議会等数	委員実数 (A)	うち女性委員数 (B)	女性の参画率 (B)/(A)	委員不在、休止中の審議会等数	女性参画率 40%	
						達成審議会等数	未達成審議会等数
政策企画局	1	21	9	42.9 %	0	1	0
総務部	11	68	27	39.7 %	1	8	2
防災部	5	237	84	35.4 %	1	1	3
地域振興部	5	42	17	40.5 %	2	3	0
環境生活部	12	175	82	46.9 %	0	12	0
健康福祉部	26	326	145	44.5 %	4	19	3
農林水産部	22	180	74	41.1 %	3	17	2
商工労働部	8	44	18	40.9 %	4	4	0
土木部	16	154	60	39.0 %	1	13	2
出納局	1	3	1	33.3 %	0	0	1
企業局	1	10	4	40.0 %	0	1	0
教育委員会	21	222	104	46.8 %	4	17	0
県警本部	2	94	43	45.7 %	0	2	0
計	131	1,576	668	42.4 %	20	98	13

(H27.4.1参考)

(129)

(1,478)

(598)

(40.5 %)

(25)

(85)

(19)

※数値には、「島根県附属機関等の設置及び構成員の専任等に関する条例」第3条で適用除外とした審議会等は含まない。

※「第3次島根県男女共同参画計画」（平成28年3月策定）にあたって、適用除外する審議会等は、法律に構成員の要件（職又は資格）が指定されている審議会等のみとすることとした。（適用除外審議会等：H27.4.1現在25 → H28.4.1現在3）

2. 女性の参画率向上に向けた具体の取組み

- ・ 充て職となっている委員の構成の見直しなどにより女性の参画を促進
- ・ 島根県男女共同参画推進会議等で各部局への働きかけ
- ・ 女性参画率未達成審議会の所管課への働きかけ

【参考】第3次島根県男女共同参画計画における数値目標（平成32年度）
県の審議会等への女性の参画率 … 40%台を維持